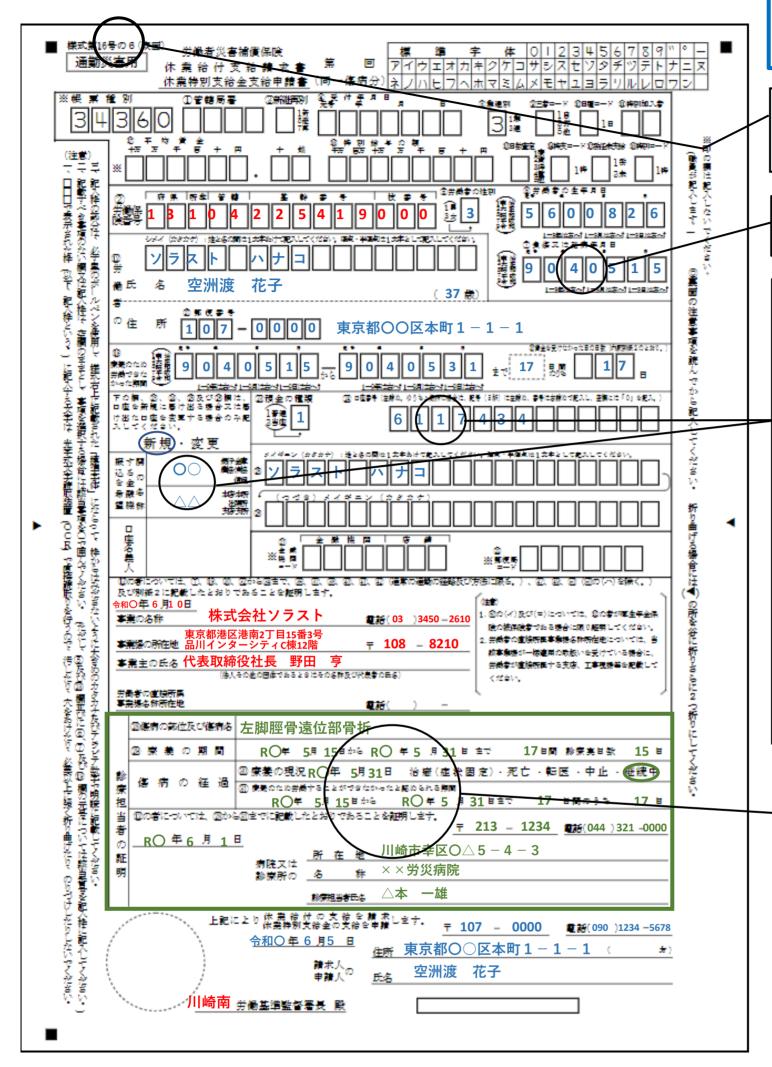
労災 (通勤災害/休業補償) 様式第16-6号 記入見本



青字で記載されている部分に、 《例》を参考にして、ご自分 の状況を記入してください。

業務災害の休業補償の場合は、 様式第8に記入してください。

事故発生の日時または、発病の 日時を正確に記入してください。

銀行等に振込みを希望する場合は、 ご本人の口座番号を記入してくだ さい。

●ゆうちょ銀行口座(記号・番号) を指定する場合、記号は『1』から始まる5桁、番号は『1』で終わる最大8桁となりますが、番号が8桁未満の場合は、先頭に 『0』を付けて、8桁になるよう

にしてください。

【例】番号が『1234561』の場合 『01234561」となります。

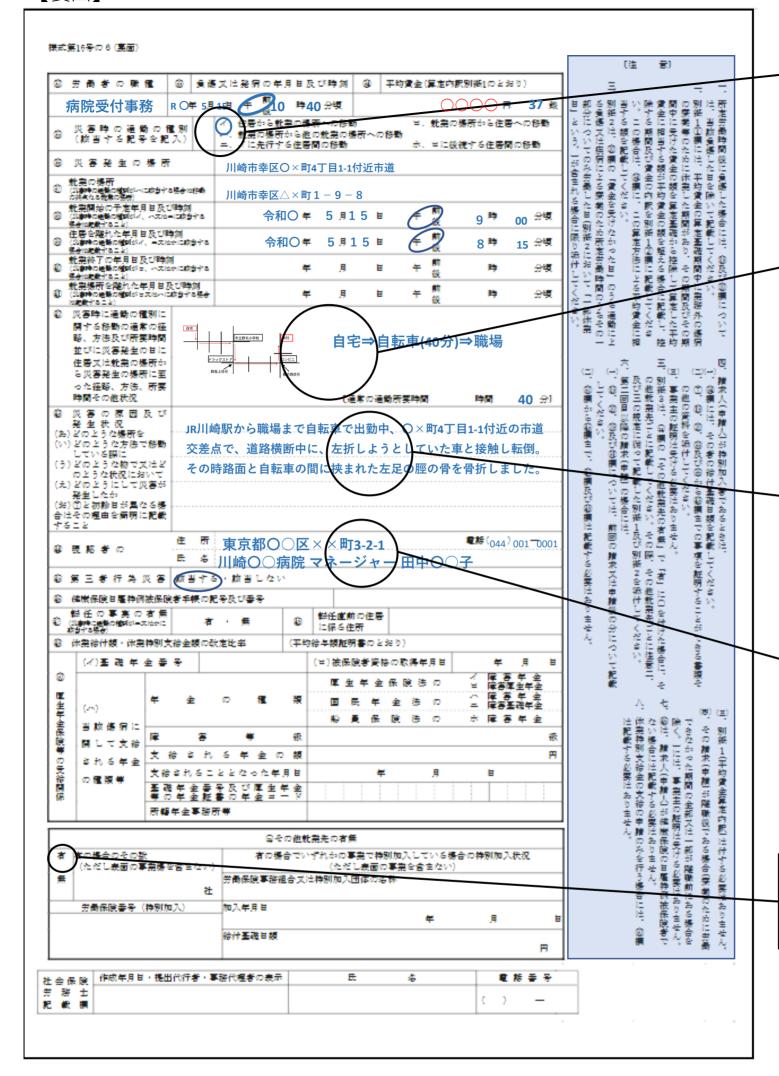
記号(5桁) 番号(8桁)
10 x x 0 0 1 2 3 4 5 6 1

『0』を加えてください。
※記号と番号の間に1桁の数字がある場合、
その数字は記載する必要はありません。
※預金の種類は『1』普通預金としてください。

診療を行った医師、または歯科 医師に記載、証明してもらって ください。

赤字で記載されている部分は、 本社総務課で記入いたします。

【裏面】



災害時の通勤の種別について、 該当する記号を記入して ください。

『災害時の通勤の種別』に記載した 通勤に関する移動の、通常の通勤経 路、方法、所要時間と、災害発生当 日に住居または、就業場所から災害 発生場所となった住所に至った経路、 方法、所要時間を、わかりやすく記 入してください。

※地図を貼付して、それに書き込む ことや、適宜別紙に記載して併せて 提出することも可能です。

どのような場所で、どのような状態で、どのようにして災害が発生したかを、わかりやすく記入してください。 負傷または、発病の年月日と初診日が異なる場合は、その理由も記入してください。

災害発生の事実を確認した方の氏名 を記入してください。該当者がいな い場合は、災害発生の報告を受けた 事業所の方の職名と氏名を記入して ください。

複数の事業所で就業されている場合、 「有」に〇をつけ、該当する事業所の 数を記入してください。 以下の、両面印刷2枚の別紙(全4ページ)については、基本的には総務課で記載いたしますが、 氏名・災害発生年月日・雇入年月日については、ご自身で記入してください。

様式第16号の6 (別紙1) (表面)

	労	į.	,	保	険	*	무	£	名	災害発生年月日
府県	所掌	管教		×	幹書	무	枝香号	150 200 200	#7	-0
	П		Т					空洲渡	花子	R○年 5 月15 ^目

					7	区以	讨賃	金:	算	定内	引訳	0		表第12条参照	≅ಐ⊏೬.)
Į.	ΕĀ	年 .	月日	H2	0 年	4	月	1	В	常用	日屋の	DBI	*	用・日	雇
19	2 ± 3	籍	力法	月音	食・遺	徐・日	給・時間	静・皆	涞	挑劇・そ	の他請	美制 第	全締切	日 毎月	В
		賃	全計算	期間		月月	自から 自主で		9 9	自かる 自主で	月月月	日から 日生で		9t	
	月上	総	В	数			В			В		В	60		В
	・週その		盖本	黄金	:		Ħ			н		F			Ħ
	その私の	_		∌ ≝											
A	一定ものの	賃		∌ ≝											
	のの 期 間 に												1		
	E	±													
			91				Ħ			Ħ		F	(=)		Ħ
		奠	全計算	期間	\top	, 9	自命を 自主で		9	目から 日生で	,9 ,9	目がら 日生で		91	
	自他	18	В	数			В			В			(d)		В
	し横く負担	労	⊕ B	数			B			В		В	69		В
	野と		盖本	黄金	:		Ħ			Ħ		H			Ħ
В	(文注出表)	_		\$ #	1										
	出来	賃		爭 当											
	(高払制を														
	80	÷													
			Ħ				Ħ			Ħ		F	⇔		Ħ
	総		į	H			円			Ħ		Ħ	(39)		円
	¥	均	賃 :	è	12	≙ 98€	(水)		Д-	- 総日数(/	ď)	-		円	鉄
			均費金の	計算	方法							_			
		(ದ					旧数(イ) 衛日数()	٠,	- × -	50 100 –		FI FI	鉄(Y) 鉄(Y)		
	•	(4)			Ħ	戲+()		Ħ	鉄	-		Ħ		6保障平均	(全)
В	日屋1	·人:		号文	黄金	計算	期間	09	お働き	自数文注 総 自 数	為實	全 総	額平	注金 (四÷	49× 73)
ħ	る者の	平片	資金 (元)	第2号 등 合		月月	自から 自主で			В			円		円 鉄
	(昭和 省告元			등 증	都道程	伊男労	衛局長が	定める	± \$	§					Ħ
	∎ Бл 上ठ.		第	号の 合			業又注稿 名曰 5 4		. ^ ^	=					
後 ((2	競問を 変わる を を を を を を を を を を を を を	林均年 500		均價分	都道 佐藤定 年 月	調の	衛局長が 年	月		日 職権		平均質	全性定義	Į.	H H
(D Ø	全計:	単期間の	うち業	務外の	傷物の	療養等	තරුන්	休業	した期間	の日数及	びその質	間中の	き全を業績	j .
										間中の貸				均賃金	
	((* /		林麗 Li リー			5(2)の(リ 円) ÷		76	日数(イ) - 日 -			(5°)) F J	ŧ	ŧ.

様式第16号の6(別紙1)(裏面)

黄金	全計算期	岡	月月	日から 日並で	月月	日から 日並で	月月	日から 日並で	,	l
業務外	の運費の接続等の	ಗೆಲಕು								
休業し	た期間の日数			В		В		В	(2)	E
業休	盖本货	±		Ħ		Ħ		Ħ		F
答業 本 し	#	≝								
った 芸期	∌	≝								
ИН										
の中 製の										
赞貸 等全										
න										
ò	} +			Ħ		Ħ		Ħ	ധ	H

	支	払	年	Я	В		<u>*</u>	私	ä	Į
a		年		Я		В				Ħ
# *		年		月		В				Ħ
89		年		月		В				Ħ
裕		年		Я		В				Ħ
0		年		月		В				Ħ
額		年		Я		В				Ħ
		年		Я		В				Ħ

[注 意]

②欄には、負傷又は発病の日以前2年間(雇入後2年に満たない者については、雇入後の期間)に支払われた労働基準決第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(特別給与)について記載してください。ただし、特別給与の支払時期の臨時的変更等の理由により負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を特別支給金の算定基礎とすることが適当でないと認められる場合以外は、負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を記載して差し支えありません。

様式第16号の6(別紙2)

	ŝ	芳 働	保	険	番	무		氏	名	災害発生年月日
府県	所掌	管轄	基	蜂	출 :	3	枝番号	売場	#.7	R4 年 5 月1 5 日
								空洲渡	167	K4 + 5 /115 b

① #	家養 のため労働	できな	かつた	期間							
	年_		月		_日から		年		月	日まで	日間
2 (Dのうち賃金を	受けなか	ゝつた	日の日	日数						_8
3	②の日数の内i	ip qi		全	部休業日						_8
	2013 E 35,137 16			_	部休業日						_B
4	年	月	B		賃	金	Ø	額		備	考
	年	月	B					F	4		
一部休業日の年月日及び当該労働者に対し支払われる賃金の額											
の年月											
日及び火											
当該労											
側者には											
で支											
払われる											
(資金)											
額											

[注意]

- 1 「全部休業日」とは、通勤による負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日であつて、一部休業日に該当しないものをいうものであること。
- 2 該当欄に記載することができない場合には、別紙を付して記載すること。

様式第16号の6(別紙3)

指数重堂峃働老田

	30,00	番号	枝番号							
都道府果 所掌 管轄		7	1 1	\dashv						
② 労働者の氏名		———— 月日·住所								
(フリガナ氏名)					9	生年月日				
(漢字氏名)					女	(昭和·平成·令和)		年	月	8
Ŧ	_									
(フリガナ住所)										
(漢字住所)										
③ 平均賃金(内部	マは別紙1の	とおり)								
	円	銭								
④ 雇入期間										
(昭和・平成・令和)	年	月	В	から	年	月	日 まで			
⑤ 療養のため労	動できなかっ	た期間								
令和	年	月日					54)		日間のうち	6
		月 日				日 までは別紙2のと	\$H)		日間のうち 日	5
② 厚生年金保険	等の受給関	月 日	金を受けた	いった日	数(内訳	は別紙2のと			3	5
② 厚生年金保険(イ)基礎年金番号	等の受給関	月 日 ⑥ 第	(金を受け な	いった日	数(内訳					5
② 厚生年金保険(イ)基礎年金番号(ハ)当該傷病に関	等の受給関	月 日 ⑥ 算 係	(金を受けた を受けた を受けた を受けた を受けた を受けた を受けた	なかった日	数(内訳	は別紙2のとお	年		3	
② 厚生年金保険 (イ)基礎年金番号	等の受給関	月 日 ⑥ 賃 係 れる年金の R険法の	(金を受けた 種類等 イ [なかった日 (ロ)被保険	数(内部	は別紙2のとお	年金		3	
② 厚生年金保険(イ)基礎年金番号(ハ)当該傷病に関	等の受給関 して支給され 厚生年金係	月 日 ⑥ 算 係 にる年金の 保険法の よの	(金を受けた - 種類等 イ () ハ ()	なかった日 (ロ)被保修 章害年金 章害年金	数(内部	は別紙2のと の取得年月日 ロ 障害厚生	年金		3	
② 厚生年金保険 (イ)基礎年金番号 (ハ)当該傷病に関 年金の種類 障害等級	等の受給関 して支給され 厚生年金ほ 国民年金法 船員保険法	月 日 ⑥ 貨 係 へる年金の よの よの よの	(金を受けた 種類等 イル 木の なわるこ	(ロ)被保修 章害年金 章害年金 章害年金	数(内訳	は別紙2のと の取得年月日 ロ 障害厚生 ニ 障害基礎	年金年金		3	
② 厚生年金保険 (イ)基礎年金番号 (ハ)当該傷病に関 年金の種類 障害等級 基礎年金番号	等の受給関係 して支給され 厚生年金保 国民年金法 船員保険法 級 及び厚生年	月 日 ⑥ 貨 係 へる年金の よの よの よの	(金を受けた 種類等 イル 木の なわるこ	(ロ)被保修 章害年金 章害年金 章害年金	数(内訳	は別紙2のと の取得年月日 ロ 障害厚生 ニ 障害基礎	年金年金		3]
② 厚生年金保険 (イ)基礎年金番号 (ハ)当該傷病に関 年金の種類 障害等級	等の受給関係 して支給され 厚生年金保 国民年金法 船員保険法 級 及び厚生年	月 日 ⑥ 貨 係 へる年金の よの よの よの	(金を受けた 種類等 イル 木の なわるこ	(ロ)被保修 章害年金 章害年金 章害年金	数(内訳	は別紙2のと の取得年月日 ロ 障害厚生 ニ 障害基礎	年金年金		3	
② 厚生年金保険 (イ)基礎年金番号 (ハ)当該傷病に関 年金の種類 障害等級 基礎年金番号	等の受給関係 して支給され 厚生年金保 国民年金法 船員保険法 級 及び厚生年	月 日 ⑥ 貨 係 へる年金の よの よの よの	(金を受けた 種類等 イル 木の なわるこ	(ロ)被保修 章害年金 章害年金 章害年金	数(内訳	は別紙2のと の取得年月日 ロ 障害厚生 ニ 障害基礎	年金年金		3	
② 厚生年金保険 (イ)基礎年金番号 (ハ)当該傷病に関 年金の種類 障害等級 基礎年金番号	等の受給関係 して支給され 厚生年金保 国民年金法 船員保険法 級 及び厚生年会	月 日 ⑥ 貨 係 にる年金の 味の 味の 味の まの まの	(金を受けた 種類等 イハ な給されるこ を証書の年	(ロ)被保修 章害年金章音年金 :ととコード	数(内訳) (本資格) (年月日 1)	は別紙2のとおの取得年月日 の取得年月日 口障害厚生 二障害基礎 年 月	年金年金日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	月 E	= -]
② 厚生年金保険 (イ)基礎年金番号 (ハ)当該傷病に関 年金の種類 障害等級 基礎年金番号	等の受給関係 して支給され 厚生年金保 国民年金法 船員保険法 級 及び厚生年会	月 日 ⑥ 貨 係 れる年金の 転換法の もの もの を等の年金	全を受けれ 種類等 イハ な給されるこ を証書の年	(ロ)被保修 章宇年金 章宇年金 さとなった から(2)まで	数(内部	は別紙2のと の取得年月日 ロ 障害厚生 ニ 障害基礎	年金年金日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	月 E	= -]
② 厚生年金保険 (イ)基礎年金番号 (ハ)当該傷病に関 年金の種類 障害等級 基礎年金番号	等の受給関係 して支給され 厚生年金ほ 国民年金は 船員保険は 級 及び厚生年を 上部	月 日 ⑥ 貨 係 れる年金の 転換法の もの もの を等の年金	(金を受けた 種類等 イハ な給されるこ を証書の年	(ロ)被保修 章宇年金 章宇年金 さとなった から(2)まで	数(内部	は別紙2のとおの取得年月日 の取得年月日 二 障害基礎 年 月	年 年金 年金 3 日 あることを証明	月日	= -	
② 厚生年金保険 (イ)基礎年金番号 (ハ)当該傷病に関 年金の種類 障害等級 基礎年金番号	等の受給関係 して支給され 厚生年金ほ 国民年金法 船員保険法 級 及び厚生年を 上記	月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	全を受けれ 種類	(ロ)被保修 章宇年金 章宇年金 さとなった から(2)まで	数(内部	は別紙2のとおの取得年月日 の取得年月日 二 障害基礎 年 月	年金年金日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	月日	= -	
② 厚生年金保険 (イ)基礎年金番号 (ハ)当該傷病に関 年金の種類 障害等級 基礎年金番号	等の受給関係 して支給され 厚生年金ほ 国民年金法 船員保険法 級 及び厚生年を 上記	月 日 ⑥ 貨 係 へ を は の は の は の さ も の さ き の さ も の さ も の さ も の も の る も る る も る る る る る る る る る る る	全を受けれ 種類	(ロ)被保修 章宇年金 章宇年金 さとなった から(2)まで	数(内部	は別紙2のとおの取得年月日 の取得年月日 二 障害基礎 年 月	年 年金 年金 3 日 あることを証明	月日	= -	